株　主　各　位

第16回定時株主総会資料

（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

【事業報告】
- 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

【連結計算書類】
- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

【計算書類】
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

（2022年７月１日から2023年６月30日まで）

ショーボンドホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

1．決議の内容の概要

当社は、2015年９月25日の定時株主総会で承認された「監査等委員会設置会社」への機関設計の変更を織り込み、「株式会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」の改定を行っております。その内容は以下のとおりであります。

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 各取締役は取締役会及び経営会議の場で、他の取締役の業務執行につき報告を受け、相互の業務執行について、法令及び定款に適合しているかを監督します。

② 取締役会はコンプライアンス・ポリシー（社是、企業行動基準）を定め、必要に応じて見直しを行い、全役職員に周知徹底させます。

③ コンプライアンス担当部署を置き、コンプライアンスに関する規程、マニュアルを整備、強化し、定期的に研修等を行い、コンプライアンス・ポリシー（社是、企業行動基準）の全役職員への浸透を図ります。

④ 不正行為、違法行為等に関して使用人が直接報告、相談できる内部通報窓口を設置します。通報窓口責任者が法令又は定款に違反する恐れがあると判断した場合には、速やかに監査等委員会に報告します。

⑤ 反社会的勢力による不当要求に対し組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他の一切の関係を持たない社内体制を整備します。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切かつ確実に保存・管理します。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理統括部署は、担当役員の指揮監督の下、リスク管理規程に基づき、常時リスク管理体制の構築、改善、運用及び各部門・事業子会社への啓蒙、指導を行います。

② 各部門・事業子会社の長は、リスク管理規程に定めるリスクが発生した場合、速やかにリスク管理担当役員及びリスク管理委員会事務局に報告し、リスク管理担当役員は、報告を受けた内容を取締役会及び監査等委員会へ報告します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定時取締役会を原則として毎月１回程度開催するとともに、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催します。経営方針に関わる重要事項については、事前に社長、その他必要な取締役が十分な審議を行った上で、取締役会に諮るものとします。

② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に定めるところにより、取締役会が任命する代行者の指揮の下行います。

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制並びに当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告を求め、重要案件については事前協議を行います。

ロ．当社子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理統括部署が、グループ全体を統括します。

ハ．当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社のコンプライアンス担当役員及びコンプライアンス担当部署がグループ全体を統括します。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として監査室に所属する兼務の使用人を１名配置するものとし、その人事異動、組織変更等については監査等委員会の意見を尊重します。また、当該使用人が補助業務対応のための十分な時間を確保できるよう配慮します。

(7) 当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与える事項が発生又は発生する恐れがあるとき、役職員による法令違反又は不正行為を発見したとき、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査等委員会に報告します。前記に関わらず監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。

② 子会社の取締役、監査役及び使用人から監査等委員会への報告に関する手続を定め、監査等委員が必要とする情報を適時適切に提供します。

③ 当社は、監査等委員会へ報告を行った役員及び使用人に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役員及び使用人に周知徹底します。

(8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(9) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、経営会議等、重要な会議に出席して、業務執行状況を把握するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて、取締役又は使用人に説明を求めることができます。また、監査室及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、業務執行及び財務上の問題点につき協議します。

２．体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取組みの状況

当社では、研修会を継続的に実施し、役員及び従業員に対して、法令、規程等を順守することの徹底を図っております。また、コンプライアンスに関する相談・通報体制については監査等委員を窓口としておりますが、社外にも弁護士を窓口とする通報体制の整備を図っており、一層の強化に努めております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する取組みの状況

取締役の職務の執行に係る情報については、総務部が文書管理規程に基づき適切かつ確実に保存・管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の取組みの状況

損失の危機の管理に関しては、リスク管理規程に則り、子会社を含むリスク管理体制の検証及び見直しを行い、体制の整備を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取組みの状況

取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）４名、監査等委員である取締役４名（うち社外取締役は３名）の合計８名で構成されております。取締役会は、当事業年度中に13回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等についての監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されていると考えております。

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための取組みの状況

当社グループでは、法令の改正等の内容を適時通知するなどして、また、事業所単位で研修会を継続的に実施し、役員及び従業員に対して、法令、規程等を順守することの徹底を図っております。また、コンプライアンスに関する相談・通報体制については、監査等委員を窓口としておりますが、社外にも弁護士を窓口とする通報体制の整備を図っており、一層の強化に努めてまいります。

また、グループ間取引、子会社各社の重要案件の決定、定型外取引、重要な新規取引等については事前協議を十分に行い、グループ決裁基準に基づき、適切に決裁されております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する取組みの状況

監査等委員会の職務を補助すべき使用人として監査室に所属する兼務の使用人を１名配置しており、その人事異動、組織変更等については監査等委員会の意見を尊重しております。また、当該使用人が補助業務対応のための十分な時間を確保できるよう配慮しております。

(7) 当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための取組みの状況

当社グループ内において法令等に違反する行為、社内の規程・手順に違反する行為及び社是その他の企業行動基準に違反する行為の発生又は発生の恐れを発見した場合に、監査等委員を窓口とした内部通報制度を運用しております。また、通報したことそれ自体を理由とした不利益な取扱いの禁止を、内部通報制度運用規程で定めております。

(8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する取組みの状況

監査等委員が、その職務の執行について生じた費用の償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用を処理しております。

(9) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための取組みの状況

監査等委員は、取締役会への出席を通じ、取締役から業務の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を行っております。

監査等委員は、監査室が行った監査に関する報告を受ける等、監査室との連携を密にし、効果的な監査が実施可能な体制を構築しております。また、監査等委員は、代表取締役及び会計監査人と適宜意見交換を行っております。

連結株主資本等変動計算書

（2022年７月１日から
2023年６月30日まで）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,000	34,762	59,162	△5,514	93,410
当期変動額					
剰余金の配当			△6,369		△6,369
親会社株主に帰属する当期純利益			12,887		12,887
自己株式の取得				△3,503	△3,503
土地再評価差額金の取崩			△90		△90
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	6,427	△3,503	2,923
当期末残高	5,000	34,762	65,589	△9,017	96,334

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,417	△1,606	35	△102	743	93	94,247
当期変動額							
剰余金の配当							△6,369
親会社株主に帰属する当期純利益							12,887
自己株式の取得							△3,503
土地再評価差額金の取崩							△90
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	843	90	24	△20	938	△32	905
当期変動額合計	843	90	24	△20	938	△32	3,829
当期末残高	3,261	△1,515	59	△122	1,682	60	98,076

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数	16社
(2) 主要な連結子会社の名称	ショーボンド建設株式会社 ショーボンドマテリアル株式会社

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数	1社
会社等の名称	CPAC SB&M Lifetime Solution Co.,Ltd.
(2) 持分法を適用しない関連会社の名称等	株式会社トラステック
持分法を適用しない理由	持分法を適用していない関連会社（１社）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

３．連結子会社の事業年度等に関する事項　　連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

４．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券	
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
② 棚卸資産	通常の販売目的で保有する棚卸資産
未成工事支出金	個別法による原価法
その他の棚卸資産	総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）	定率法を採用しております。但し、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）については、定額法を採用しております。また、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。
② 無形固定資産（リース資産を除く）	定額法を採用しております。但し、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（主に５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産　リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金　役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 完成工事補償引当金　完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、過年度の実績率に基づく補償見込額のほか、当該損失を合理的に見積もることが可能な特定個別工事については将来の補償見込額を加味して計上しております。

④ 工事損失引当金　受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における手持工事の損失見込額を計上しております。

⑤ 役員退職慰労引当金　連結子会社の一部について、役員の退職慰労金の支給に備えるため、「役員退職慰労金内規」に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当社グループは、構造物の補修補強工事を主要な事業としており、顧客との工事契約に基づき、顧客が管理する構造物の補修補強工事を行い、成果物を顧客へ引き渡す履行義務を負っております。当該契約において、財又はサービスに対する支配が顧客に一定期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法によっており、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。その他の工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

1．退職給付見込額の期間帰属方法　退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2．数理計算上の差異の費用処理方法　数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、発生年度から費用処理しております。

② のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却を行っております。

(会計方針の変更に関する注記)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する方法における見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

一定の期間にわたり収益を認識する方法における完成工事高　74,060百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

一定の期間にわたり収益を認識する方法における完成工事高は、工事収益総額に進捗度を乗じて計上しており、進捗度の見積りは、期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価総額に占める割合に基づいて行っております。

工事収益総額の見積りに当たっては、工事契約について当事者間で実質的に合意された対価の額に関する定めを用いておりますが、その一部又は全部が将来の不確実な事象に関連付けて定められている場合には、当該工事における実行予算等に基づき見積りを行っております。

工事原価総額の見積りに当たっては、工事契約に係る実行予算を作成することにより見積りを行っており、適時・適切に見積りと実績を対比することにより、見積りの見直しを行っております。

当該見積り及び当該仮定について、将来の不確実な経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する完成工事高及び完成工事原価の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

１．顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2023年6月30日)
受取手形	710百万円
完成工事未収入金	5,671百万円
契約資産	53,995百万円
売掛金	1,273百万円
電子記録債権	1,434百万円

2．契約負債の金額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2023年6月30日)
未成工事受入金	2,851百万円

3．有形固定資産の減価償却累計額　9,209百万円

4．土地の再評価

当社子会社のショーボンド建設株式会社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年３月31日改正）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額に係る税金相当額を「土地再評価に係る繰延税金資産」として資産の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法（平成３年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出しております。

・再評価を行った年月日　2000年６月30日

・再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額　△944百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1．発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	56,745,180株	－	－	56,745,180株

2．自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	3,503,192株	613,072株	－	4,116,264株

（注）（変動事由の概要）

取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加　612,500株

単元未満株式の買取による増加　572株

3．当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年9月28日 定時株主総会	普通株式	3,620	68.00	2022年6月30日	2022年9月29日
2023年2月10日 取締役会	普通株式	2,749	52.00	2022年12月31日	2023年3月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年9月27日 定時株主総会	普通株式	3,947	利益剰余金	75.00	2023年6月30日	2023年9月28日

(金融商品に関する注記)

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用は預金や高格付け社債等の安全性の高い金融資産で行い、資金調達は短期的な運転資金及び設備資金等は全て自己資金を充当し、不足分を銀行借入による方針としております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券は主に債券等であり、投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業等の株式と債券であります。いずれも市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形・工事未払金等はほぼ全てが4か月以内の支払期日であります。法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。）及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼ全てが2か月以内に納付期限が到来するものであります。これらは資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社グループは、金融商品に係るリスク管理は連結子会社であるショーボンド建設株式会社経理部が統括して行っております。各リスクについてのリスク管理体制等は次のとおりであります。

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、共通の債権管理規程に従い、営業債権について取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い定期的に取引先の状況をモニタリングしております。回収遅延債権及び取引先の経営状況の悪化等による回収懸念債権については定期的に報告され、個々の取引先ごとにリスクの軽減を図る体制をとっております。

② 市場価格の変動リスク（株式価格や債券価格の変動リスク）の管理

株式については、購入に際して取引先との業務上のメリット、財務状況及び将来性を考慮しており、定期的に時価及び発行会社の財務状況を把握するとともに、その保有の妥当性を検討しております。

その他の有価証券及び投資有価証券については一時的な余資運用と位置付けており、資金運用基準を定め、投資適格な債券等を運用対象としております。また、資金運用基準については市場環境等を勘案し、定期的に見直しを行っております。これらの債券等についても定期的に時価及び発行会社の財務状況を把握するとともに、その保有の妥当性を検討しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

適時に資金繰計画等を作成する方法により流動性リスクを管理しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1) 受取手形・完成工事未収入金等	61,651	61,651	－
(2) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	18,645	18,645	－
資産計	80,297	80,297	－

（注）1．現金預金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

2．電子記録債権、支払手形・工事未払金等、電子記録債務、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

3．市場価格のない株式等は、「(2) 有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

区　分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	65百万円

3．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
　時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

（単位：百万円）

区　　分	時　　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　　計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券	8,079	10,565	－	18,645
資　産　計	8,079	10,565	－	18,645

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

（単位：百万円）

区　　分	時　　価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合　　計
受取手形・完成工事未収入金等	－	61,651	－	61,651
資　産　計	－	61,651	－	61,651

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明
有価証券及び投資有価証券
　上場株式及び債券は相場価格を用いて評価しております。上場株式は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。
受取手形・完成工事未収入金等
　これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額と満期までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

（収益認識に関する注記）

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他（注）	合　計
	国内建設		
工事	74,842	225	75,067
工事材料	5,431	3,425	8,857
顧客との契約から生じる収益	80,273	3,651	83,924
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	80,273	3,651	83,924

（注）「その他」には、海外建設、国内建設、製品製造販売業、国内外製品販売業を含んでおります。

（2）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　４．会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

（3）当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①　契約資産及び契約負債の残高等

（単位：百万円）

	当連結会計年度	
	期　首　残　高	期　末　残　高
顧客との契約から生じた債権	11,869	9,090
契約資産	40,088	53,995
契約負債	943	2,851

契約資産は、工事の進捗に応じて認識する収益の対価に対する権利のうち未請求に関するものであり、対価に対する権利が無条件となった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、顧客との工事契約について履行義務を充足していないが、支払条件に基づき受け取った前受金に関するものであり、工事の進捗に応じて収益を認識するにともない取り崩されます。

なお、契約負債の期首残高の概ね全額が当連結会計年度の顧客との契約から生じる収益に含まれます。

また、過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の金額に重要性はありません。

②　残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点における残存履行義務に配分した取引価格は74,323百万円であり、概ね６年以内に収益を認識することを見込んでおります。

（1株当たり情報に関する注記）

1．1株当たり純資産額	1,862円41銭
2．1株当たり当期純利益	243円53銭

（重要な後発事象に関する注記）

自己株式の取得

当社は、2023年8月10日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について、次のとおり決議いたしました。

1．自己株式の取得を行う理由

中期経営計画（2022年6月期～2024年6月期）の資本政策として、3年間で100億円の自社株買いを実施することとしており、本件はこれに沿うものであります。

2．取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	75万株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 1.4%）
(3) 株式の取得価額の総額	35億円（上限）
(4) 株式の取得期間	2023年8月14日より2024年6月30日まで

出資による持分法適用関連会社化について

当社連結子会社のSHO-BOND & MIT インフラメンテナンス株式会社（当社51%、三井物産株式会社49%、以下「SB&M社」）は、2023年7月31日付で当社連結子会社（SB&M社の100%子会社）のSHO-BOND & MIT USA, INC.を通じ、独自の製品、エンジニアリング支援、施工サービスを提供する米国のインフラ補修事業者Structural Technologies, LLC（本社：米国、以下「ST社」）のMembership Interestを取得いたしました。

本取得により、ST社は当社グループの持分法適用関連会社となる予定であります。

1．出資の目的

ST社は、1976年創業の米国で最大のインフラ補修事業者の一つであるStructural Group, Inc.（本社：米国）の子会社であります。ST社は、独自の製品及びエンジニアリング支援を補修・建設サービスと統合することで、付加価値の高いソリューションを施主、エンジニアリング会社、施工業者に対して提供しております。

本出資は、当社グループが中期経営計画（2022年6月期～2024年6月期）で掲げる「SB&Mを軸とした新たな製品販売戦略への挑戦」を具現化するものであり、当社グループが創業以来65年の経験で培ってきたメンテナンス技術と三井物産の事業開発力及びネットワークを活用して、米国においても「社会資本を良好な状態で次世代に引継ぐ」ことに貢献してまいります。

2．出資の概要

出 資 金 額　：　15百万米ドル

出資実行日　：　2023年7月31日

3．会社概要

会　　社　　名	Structural Technologies, LLC.（ストラクチュアル・テクノロジーズ）
所　　在　　地	メリーランド州、米国
代　　表　　者	Peter Emmons（ピーター・エモンズ）
事　業　概　要	インフラ領域における製品・エンジニアリング支援・施工サービスの提供

株主資本等変動計算書

（2022年７月１日から
2023年６月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	5,000	1,250	33,333	34,583	13,337	13,337	△5,514	47,406	47,406
当期変動額									
剰余金の配当					△6,369	△6,369		△6,369	△6,369
当期純利益					10,287	10,287		10,287	10,287
自己株式の取得							△3,503	△3,503	△3,503
当期変動額合計	―	―	―	―	3,917	3,917	△3,503	414	414
当期末残高	5,000	1,250	33,333	34,583	17,254	17,254	△9,017	47,821	47,821

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1．有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式　移動平均法による原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産　定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産　定額法を採用しております。但し、ソフトウエア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（主に５年）に基づく定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により、発生年度から費用処理しております。

4．重要な収益及び費用の計上基準

当社の収益は、子会社からの経営管理料及び受取配当金となります。経営管理料においては、子会社に対して経営戦略の策定及びその経営戦略に基づく事業戦略の実行支援等の経営管理・指導を履行義務として識別しております。当該履行義務は、時の経過につれて充足されると判断しており、主として契約期間にわたり期間均等額で収益を認識しております。受取配当金においては、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

5．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更に関する注記)

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

前事業年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「未払金」、「未払費用」及び「未払配当金」は、表示の明瞭性を高めるため、当事業年度より独立掲記しております。なお、前事業年度の「未払金」は６百万円、「未払費用」は０百万円、「未払配当金」は22百万円であります。

(貸借対照表に関する注記)

関係会社に対する短期金銭債務	5百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	10,664百万円
営業取引以外の取引による取引高	21百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の数	普通株式	4,116,264株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産発生の主な原因は次のとおりであります。

繰延税金資産	
未払事業税	5百万円
未払賞与	2百万円
その他	0百万円
繰延税金資産合計	7百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	ショーボンド建設株式会社	10,100	土木建築工事業	100%	役員3名	経営管理、資金貸付	経営指導料	376	−	−
							配当金受取	9,865	−	−
							資金貸付	3,220	−	−
							利息の受取	21	−	−
子会社	ショーボンドマテリアル株式会社	230	製品製造販売業	100%	役員1名	経営管理	経営指導料	8	−	−
							配当金受取	407	−	−

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1．当社が各子会社との間に締結した経営管理契約に基づき、取引条件を決定しております。

2．資金貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
なお、取引金額については、期中平均残高を記載しております。

3．上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記　4.重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

1．1株当たり純資産額　908円65銭

2．1株当たり当期純利益　194円39銭

(重要な後発事象に関する注記)

自己株式の取得

当社は、2023年８月10日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について、次のとおり決議いたしました。

１．自己株式の取得を行う理由

中期経営計画（2022年６月期～2024年６月期）の資本政策として、３年間で100億円の自社株買いを実施することとしており、本件はこれに沿うものであります。

２．取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	75万株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 1.4%）
(3) 株式の取得価額の総額	35億円（上限）
(4) 株式の取得期間	2023年８月14日より2024年６月30日まで

子会社の増資

当社は2023年６月20日開催の当社取締役会の決議に基づき、2023年７月27日に当社連結子会社のSHO-BOND & MIT インフラメンテナンス株式会社に対する増資払込をいたしました。その概要は、次のとおりであります。

１．増資の目的

当社連結子会社SHO-BOND & MIT インフラメンテナンス株式会社の100％子会社のSHO-BOND & MIT USA, INC.を通じ米国インフラ補修事業者への出資を行うことを目的としております。

２．対象会社の概要

(1) 名称	SHO-BOND & MIT インフラメンテナンス株式会社
(2) 所在地	東京都中央区日本橋箱崎町７番８号
(3) 資本金	50百万円（増資前）

３．増資の概要

(1) 増資額	2,326百万円
(2) 当社の払込額	1,186百万円
(3) 増資後資本金	1,213百万円
(4) 払込期日	2023年７月28日
(5) 増資前の出資比率	51.0%
(6) 増資後の出資比率	51.0%